

公立大学法人奈良県立医科大学役員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学定款（以下「定款」という。）第13条の規定に基づき、役員会に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 役員会は、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 理事長の任期は公立大学法人奈良県立医科大学学長選考規程の定めるところによる。ただし、法人成立後最初の理事長の任期は、1年とする。

3 副理事長及び理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副理事長及び理事を任命した理事長の任期の範囲内とする。

4 欠員が生じた場合の補欠の副理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決事項)

第3条 役員会は、定款第15条に掲げる事項について議決する。

(業務の監督)

第4条 役員会は、大学、附属病院及び附属図書館の業務を管理監督する。

(招集)

第5条 理事長は、原則として月2回役員会を招集する。なお、招集日は、役員会の議を経て決定するものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

(会議の運営)

第6条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、副理事長が、その職務を代理する。

4 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。この場合、議長は議決権を行使するものとする。

6 前項の議決において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 監事は、役員会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は有しない。

2 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 理事長は、必要な職員を会議に出席させ、議事事項の説明を行わせ、また、議事運営上の事務を処理させることができる。

(招集及び議決の省略)

第8条 緊急を要する場合又は定例的若しくは軽易な事項について、理事長は、第5条に規定する招集の手続きを経ることなく提案することができる。その提案について議決に加わることのできる構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第9条 役員会の議事録は、総務広報課が作成し、保管する。

2 議長が指名した副理事長又は理事は、議事録を確認し、署名しなければならない。

(部会)

第 10 条 役員会は、必要に応じ、個別の課題を検討するために部会を置くことができる。

(庶務)

第 11 条 役員会の庶務は、総務広報課において処理する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、役員会の議を経なければならない。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。